

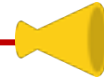
しんゆり訪問リハ通信

～ 新百合ヶ丘総合病院訪問リハビリテーションより～

令和3年 8月号 TEL : 044-322-8368

FAX : 044-322-8427

責任者 : 秋山 真奈美 作成者 : 新村 紘汰



日頃の備え

災害時に支援を受けやすいように
下記の事項も登録しておきましょう。

・災害時緊急連絡カード

かかりつけの病院や副用薬、必要なケア等を記載しておきましょう。

参考：川崎市、災害時要援護者のための防災行動ガイド

・災害時要援護者避難支援制度（川崎市）

避難行動要支援者登録カード（稲城市）

各地域の自治体で避難体制づくりが進められています。
災害発生時には情報伝達、安否確認、避難誘導、
救助・救出等の支援を受けられます。

※各地域の市役所、区役所で申込できます。

川崎市、稲城市で該当者の条件が異なりますので
ご確認ください。



※台風や豪雨により訪問リハビリを休業させて頂く場合がございます。
予めご了承下さい。

避難勧告・警戒

令和3年5月20日から警戒レベル4の避難勧告は廃止され、
避難指示となりました。

警戒レベル	状況	住民がとるべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保※1
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示（注）
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難※2	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 （気象庁）
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 （気象庁）

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令されるものではない
※2 警戒レベル3は、高齢者等以外の人にも必要に応じ、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に避難するタイミングである
（注）避難指示は、令和3年の実対法改正以前の避難勧告のタイミングで発令する

※内閣府(防災担当)・消防庁より



警戒レベル3では、高齢者や障害のある方は
各地域で指定された避難所へ避難をしましょう。